

電子記録債権割引依頼書

相愛信用組合 御中

ご住所	ご依頼日		令和	年	月	日					
	割引希望日		令和	年	月	日					
おなまえ	(印)	ご依頼金額	合計	百万	千	円					
			個								

電債利用者番号										
顧客番号										
登録番号										

※ 太枠線内をご記入ください。

割引依頼者（以下「依頼者」といいます。）は、別に締結した信用組合取引約定書の各条項のほか、以下の約定を承認のうえ、貴組合に対し、次の電子記録債権の割引を依頼します。

	債権金額			支払期日			債務者	発生記録日			電債記録番号										所	割引利率
	百万	千	円	年	月	日		年	月	日												
1																					9	
2																					9	
3																					9	
4																					9	
5																					9	

約 定

第1条（割引依頼）

- 1 依頼者は、上記各電子記録債権について、それぞれの債権額から貴組合所定の割引料及び取立手数料を控除した金額にて割引を依頼します。
- 2 依頼者は、割引を依頼するに当たり、上記電子記録債権の全部について、貴組合に対する譲渡記録及び保証記録（電子記録債権の債権額の一部の割引を依頼する場合には、分割記録、譲渡記録及び保証記録）の請求を行います。
- 3 依頼者は、貴組合が電子債権記録機関に対し上記電子記録債権に関して情報開示を求めることに同意します。
- 4 貴組合が、上記電子記録債権の全部または一部について割引を承諾しないことによって、依頼者になんらかの損害が生じた場合であっても、貴組合は、その損害について一切責任を負いません。

第2条（効力発生日）

- 1 上記電子記録債権の割引（以下「本割引」といいます。）は、依頼者に対する通知の有無にかかわらず、貴組合が割引を決定した時にその効力を生ずるものとします。
- 2 貴組合は、前項の決定後合理的期間内において割引金の支払日を定めることができます。

第3条（買戻し、相殺等）

- 1 上記電子記録債権についての買戻し、相殺その他本割引に関する事項は、信用組合取引約定書その他貴組合と依頼者との間で定めた約定に従います。
- 2 依頼者は、上記電子記録債権について信用組合取引約定書第4条第2項【担保】の規定が適用されることを確認します。

第4条（電子記録債権の返還）

- 1 貴組合は、いつでも保証記録を付さない譲渡記録によって上記電子記録債権の全部または一部を依頼者に返還することができます。この場合において、依頼者は、当該譲渡記録について異議を述べず、かつ、当該譲渡記録の手料金は、依頼者が負担します。
- 2 貴組合が割引を承諾しない場合であっても、貴組合は、上記電子記録債権の電子記録名義人であったことに関し、依頼者に対して利息の支払いその他の一切の支払義務を負いません。

第5条（電子記録保証債務の期限の利益の喪失）

依頼者は、電子記録債権の債務者が信用組合取引約定書第5条第1項に掲げる事由の一つにでも該当した場合、上記電子記録債権の電子記録保証債務に係る期限の利益を失うものとします。

第6条（合意管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合、貴組合の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

業務部		審査管理部		店 名 :		
検印	係印	検印	係印	部店長	検印	係印